

平成 30 年 8 月 1 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

【介護保険関係】平成 30 年 7 月豪雨に関する通知について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。
本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ（介護保険関係） 〉

お問い合わせ先
地域医療企画課 担当：岩田
横浜市中区富士見町 3-1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

- ①平成 30 年 7 月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて
- ②平成 30 年 7 月豪雨に関する災害における介護報酬等の取扱いについて
- ③平成 30 年 7 月豪雨により被災した要介護高齢者等への対応および被災者に係る被保険者証の提示等について
- ④平成 30 年 7 月豪雨に対し社会福祉法人が寄付金を支出することについての特例について
- ⑤平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害による避難所等に伴う心身の機能の低下の予防について
- ⑥平成 30 年 7 月豪雨により被災した認知症高齢者等及びその家族に対する避難所等における適切な支援について

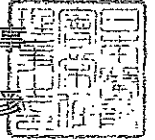
(介 68)

平成 30 年 7 月 13 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦



平成 30 年 7 月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて

平成 30 年 7 月豪雨による被災府県内の被害の状況等に鑑み、被災者の医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に係る特別対策として、本年 7 月 11 日に厚生労働省は、医療・介護の保険者に対する支援策の実施要請および各保険者の意向確認を行い、翌 7 月 12 日に、介護サービス事業所等における利用料の支払い免除等に関する事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

利用料の支払い免除等を実施する市町村は別紙のとおりであり、対象者の要件は下記のとおりです。

【対象者の要件】

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成 30 年 7 月豪雨に係る災害救助法の適用市町村のうち、別紙に掲げる市町村の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

(2) 平成 30 年 7 月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨



なお、当該措置の取扱いは平成 30 年 10 月末までの介護サービス分であるとともに、介護保険施設等における食費・居住費については自己負担分の支払いが必要となります。

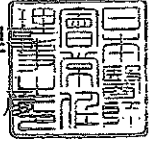
(介 67)

平成 30 年 7 月 13 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和



平成 30 年 7 月豪雨に関する災害における介護報酬等の取扱いについて

今般の平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害につきましては、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、厚生労働省において、今般の被災に伴う介護報酬等の取扱いについて整理され、各都道府県行政宛てに事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、避難所や避難先の家庭等で生活している要介護者及び要支援者に対して居宅サービスを提供した場合においても介護報酬の算定は可能であることや、被災等のために介護保険施設等の入所者が一時的に別の介護保険施設や医療機関等に避難している場合、避難先の施設等へ入所・入院等を行い、避難先の施設等が施設介護サービス費や診療報酬を請求することを原則とするものの、一時的避難の緊急性が高く手続が間に合わない等やむを得ない場合に、これまで提供されていたサービスを継続して提供できていると保険者が判断したときは、避難前の介護保険施設等が施設介護サービス費等を請求し、避難先の介護保険施設や医療機関等に対して、必要な費用を支払う等の取扱いとしても差し支えない旨などが記載されております。

なお、事業所等が被災したことにより、一時的に指定等基準や介護報酬の基本サービス費や加算の算定要件を満たすことができなくなる場合等がありますが、今回の厚生労働省の整理はあくまで例示であり、その他の柔軟な取扱いを妨げるものではないとされております。

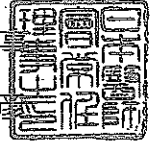
(介 66)

平成 30 年 7 月 13 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦



平成 30 年 7 月豪雨により被災した要介護高齢者等への対応および
被災者に係る被保険者証の提示等について

今般の平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害により、別添のとおり、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、厚生労働省より各都道府県介護保険主管部局あてに災害により被災した要介護高齢者等への対応に関する事務連絡が発出されました。災害救助法の適用を受けた場合における被災した要介護高齢者等への対応といたしましては、介護保険施設や居宅サービス事業所について、災害等による定員超過利用が認められていること、被災のため職員の確保が困難な場合においても減算を行わないこと、また利用者については利用者負担や保険料の減免を可能とする等、市町村に対し柔軟な対応が求められているところです。

また、被保険者証および負担割合証（以下、被保険者証等）を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、介護保険事業所等に対して被保険者証等を提示できない場合も考えられることから、厚生労働省より各都道府県介護保険担当主管部局に対し、この場合、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示した時と同様のサービスを受けられる取扱いとする旨の事務連絡が発出されましたので併せてご連絡申し上げます。

要介護認定等については、新規の要介護認定等の申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができることや、要介護認定等の有効期間の満了前に更新申請をすることができない場合についても、要介護認定等の更新申請があったものと見なして引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとする旨などが示されております。

(介 64)

平成 30 年 7 月 13 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

平成 30 年 7 月豪雨に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を
支出することについての特例について

今般の平成 30 年 7 月豪雨につきましては、その被害が極めて甚大であることに鑑み、社会福祉法人による当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、東日本大震災時の対応と同様に、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする旨の事務連絡が厚労省より各都道府県等行政宛てに発出されましたのでご連絡申し上げます。

【要件を満たす条件について】

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ①当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ②当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。

(介 65)

平成 30 年 7 月 13 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦



平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害による避難所等に伴う心身の機能の低下の予防について

今般の平成 30 年 7 月豪雨に伴い、被災した高齢者等の方々に、生活の不活発化を原因とする心身の機能の低下、いわゆる「生活不活発病」の発症が危惧されております。

生活不活発病を予防するためには、避難生活においても生活を活発にすることが重要であることから、厚生労働省より関係府県の介護予防施策主幹部局宛てに、保健師等による避難所等での保健指導、介護予防や生活支援等に資するよう、生活不活発病の予防のための活動にあたっての資料が送付されましたのでご連絡申し上げます。

また、予防活動の実施にあたっては、高齢者の状態等を十分に勘案し、各被災地及び避難所の状況を踏まえ、地域における医師会等の協力を得て、かかりつけ医との連携に配慮して実施するよう記載されておりますので、行政より貴会および郡市区医師会への協力依頼等がありましたらご協力方向卒よろしくお願い申し上げます。

なお、生活不活発病を予防するための取組については、地域支援事業の一般介護予防事業において実施することが可能であるとされております。

(介 61)

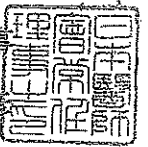
平成 30 年 7 月 12 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和 彦



平成 30 年 7 月豪雨により被災した認知症高齢者等及びその家族に
対する避難所等における適切な支援について

平成 30 年台風第 7 号及び前線等による豪雨被害に伴い、厚生労働省より、被災した認知症高齢者等及びその家族に対する避難所等における適切な支援についての事務連絡が関係府県の認知症施策主管部局宛に発出され、当該事務連絡において別添資料の周知依頼がございましたのでご連絡申し上げます。

なお、資料に関して、①「避難所での認知症の人や高齢者の健康管理」においては、食事等の注意点や簡単な運動方法、②「避難所での認知症の人と家族支援ガイド」においては、避難所における環境づくり等の内容が含まれており、避難所等における掲示及び配布が考えられております。